

「相互承認」「文化的多元主義」「再配分」

清 水 多 吉

はじめに

この10月1日、オーストラリアでのシドニー、オリンピックが終った。閉会式のお祭り騒ぎの模様を見た人は多かろう。イルミネーションの点滅と華火の連打。色とりどりの衣装の女性群による群舞とハリボテ人形群の行進。驚きあきれて見ていると、いよいよ最後にちょっと気になる情景が映し出された。オーストラリアが主催国であったので、最後の特設舞台上の主役は、オーストラリアの人気俳優、人気歌手たちなのだそうである。彼らはまるでアメリカの俳優たちとまったくそっくりの振舞、身のこなしであった。見ている私には、オーストラリアの俳優とアメリカの俳優の区別はまったくつけられなかった。更に見ていると、最後のまた最後に、異様な風態の男女が登してきた。若い白人女性群が顔に白い線状の化粧をほどこし、これまた異様なダンスをしながら舞台上に上る。真中に一人のアボリジニーの男性が、昔の彼らの風俗そのままのスタイルで立っていて、歌を歌う。これはオーストラリアの自己主張のためのプログラムなのだそうである。前回のメルボルン・オリンピックでは完全な「白豪主義」（イギリス系住民を中心とした西欧系住民のみのオーストラリア）であったのだが、今回は時代の風潮もあって、「多民族国家」「文化的多元主義」オーストラリアを世界にアピールしたかったのだとか。

このオーストラリアに見るごとく、「白豪主義」の放棄、アジア系移民への配慮、更にはメラネシア系先住民でアボリジニーと呼ばれる人々の生活

と文化への尊重が、「文化的多元主義」というものの趣旨である。このような風潮は、勿論、オーストラリアの風潮であるだけではなく、今や世界の風潮でもある。アメリカにおけるアフリカ系、プエルトリコ系、アジア系住民への配慮、カナダにおけるフランス系住民、イヌイット系住民への配慮などの例をあげれば枚挙にいとまがないほどである。とは言え、この「文化的多元主義」が必ずしも各地で浸透し、是認されているわけではない。いやむしろ、世界各地の紛争を見てもわかる通り、「他民族主義」「文化的多元主義」は多難な状態にある。ところで、「文化的多元主義」の困難さは、各地の紛争にだけあるのではない。それは原理的な問題にもかかわってくる。

「相互承認」の困難さ—その1

まず、「文化的多元主義」が是認されるためには、相手の慣習や文化を承認するというこちらの態度が必要になってくる。その上で、相手もまたこちらの習慣や文化を承認してくれるという「相互承認」が必要になってくる。

自己のあり方を「相互承認」の観点から論じた思想家としては、まずヘーゲルがあげられる。あの『精神現象学』における「意識論」において、「主人」と「奴隷」の「相互承認」を論じた部分は、やがて初期マルクスに受け継がれていった。もともと「意識論」としての「主人」と「奴隷」のあり方が、歴史的事実としての「主人」と「奴隷」関係にすり換えられて、革命的逆転劇への期

待をこめて受けとめられてきた話はあまりにも有名であろう。しかし、ヘーゲルが「相互承認」を端的に述べているのは、イェナ期の諸論文においてである。今回のアクセル・ホネットの「承認論」は、この初期ヘーゲルに依拠している。

さて、初期ヘーゲルの「(相互)承認論」についての論議はさて置き、「文化的多元主義」を主張する前提に、「相互承認」がまずなければならぬのは、前に述べたごとく当然である。だが、「相互承認」はどこまで可能なのであろうか。これが認識論的次元の問題なら話は簡単である。自己自身の認識に他者の存在を必要とし、自己と他者との相互確認によって、自己は自己の認識を深めるというのは、認識論の常道だからである。だが、これが道徳論、実践論となると、そう簡単にはゆかない。

また再び、あのオーストラリアのイギリス系住民とメラネシア系のアボリジニーとの関係を考えてみよう。オーストラリアは旧英連邦の一つであり、その法律は近代法そのものである。近代法は少なくとも18世紀以来の平等観念、自由観念、要するに人権思想に基づく法観念を踏えている。これに20世紀の理念である社会権を加えてもいい。他方、メラネシア文化圏の人々は、長く、古代国家形成以前の部族社会の慣習と文化のなかを生きてきた人々であろう。とすれば、部族社会の倫理や人間関係はおよそのところ察しがつく。大家族における家父長の権限は強大であるだろうし、家族構成員に対して家父長は殺生与奪の権を把っているであろう。したがって、オーストラリアのイギリス法を基にした近代法とアボリジニーの慣習としての法とは両立^{ジッテ}しうるはずもないだろう。確かに、アボリジニーには自治が与えられてはいる。しかし、それは彼ら独自の法と権力をもった自治ではないだろう。もし、そうであるとするなら、それは自治ではなく、主権国家ということになる。おそらく、オーストラリアにおけるアボリジニー

の自治は、オーストラリア法の下での地方自治的性格のものであろう。とすれば、仮りにもし、アボリジニーの家族内で家父長による家族構成員に対する人権侵害事件（暴行、傷害事件など、アボリジニーの慣習では犯罪とならない）が起きたらどうなるのか。当然のことながら、オーストラリア警察、司法当局は、強権をもってアボリジニー社会の当該アボリジニー家族に踏み込むだろう。

さて、このような事態を前にして、「相互承認」問題はどうなるのか。結局のところ、オーストラリアにおけるイギリス系住民とメラネシア系のアボリジニーとの間に「相互承認」は成立していないということである。更に言うなら、「相互承認」が成立していない以上、オーストラリアにおける「文化的多元主義」などは観光用だけのものであり、基本的には成立していないと言うべきであろう。

ただし、「文化的多元主義」といっても、カナダの例は別である。周知の通り、カナダもまた旧英連邦の一つであり、イギリス系住民が相対的多数を占めており、フランス系住民は相対的少数派に属する。これがケベック州では逆転する。フランス系住民が、ここでは多数派を占めており、ことごとくにカナダ中央政府に異議申し立てをする。極端な傾向としては、ケベック州の分離独立さえ計ろうとする動きまである。この対立は、18世紀の英仏植民地戦争以来のものであるのは言うまでもない。とは言え、イギリス系住民にとっても、フランス系住民にとっても、その背景にしているイギリス、フランスの慣習、文化とも、近代精神、近代法を踏えている。いや、イギリス、フランスとも近代精神、近代法をつちかって来た国々であり、カナダにおける両住民ともそのことは十分に心えている。したがって、カナダにおけるイギリス、フランス系両住民にとって、共通の法の貫徹に何ら問題はない。問題は、共通の法の上に、英語、イギリス的生活慣習、フランス語、フランス

的生活慣習の相互承認、相互尊重ということであろう。カナダあるいはケベック州で、より問題になるのは、北部ケベック州のイヌイット（旧名エスキモー）との関係であるだろう。ここではオーストラリアにおけるアボリジニーと類似の問題が問われることになるだろう。

「相互承認」と「文化的多元主義」が問題になった第三のケースとして、シンガポールの事例を考えてみよう。シンガポールは一都市でありながら、主権国家である。かつてはイギリスの植民地であった。独立後も若干のイギリス系住民がシンガポールにとどまっているらしい。住民構成はマレーシア系住民が相対的多数派であり、華僑としての中国系住民が相対的少数派であるらしい。しかし、シンガポールの経済、ひいては政治の局面では中国系住民がリードしているとのことである。中国系のリー首相が在任中のことである。当時、シンガポールはタイ、マレーシアから流入する魔薬に悩まされていた。そこでリー首相は魔薬撲滅をはかるため、全住民に一勢に尿検査を求めたという。これに対して中国系住民、マレーシア系住民は政府の求めに素直に応じた。少数派のイギリス系住民を中心とした一部の人は、この政府の処置を基本的人権の一つである「プライバシーの侵害」として反対したのだそうである。勿論、魔薬密輸業者がイギリス系住民の「プライバシーの侵害」に味方したのは言うまでもない。リー首相は、このような反対意見に対して強硬手段に訴えた。国外追放という手段である。結果は、リー首相は魔薬撲滅に成功し、魔薬の中心地はシンガポールから他所に移動したと言われている。今、ここでリー首相の強行処置の是非を論ずるつもりはない。問題は、ここシンガポールでは、近代法の理念が別な理念（人によっては、アジアの論理という人もあろう）によって放逐されてしまったということである。

近代法の基本理念が近代法の枠内で制限される

場合（伝染病の広域発生、大規模自然災害、戦争などの場合）があることは、19世紀20世紀の西欧史をひもとけば明らかであるし、また、近代法の基本理念相互の間で対立をきたし（例えば、平等と自由との対立）、時代全体がどちらかの理念に傾くといった事例は枚挙にいとまがないほどである。18世紀末以来の人権思想と20世紀の社会権思想との対立の事例にも事欠かないが、今はいいだろう。しかし、シンガポールのこの例は、それらとは違う。中国系住民の法観念が西欧近代の法観念を圧倒したという事例である。

普遍主義VS地域主義

以上、三つの事例を通して言えることは、次の通りである。

1. 西欧近代の法観念、法理念は普遍的なものであり、一時的に制限されたり、排除されたりすることがあろうとも、必ず貫徹されるべきものだとする立場。この立場はリベラリズムあるいは普遍主義（ユニヴァーサルイズム）の立場という。
2. 世界には多様な地域があり、あるいは国民国家の枠内でも多様な地域がある。それぞれの地域はその地域に固有な慣習や文化がある。それらの慣習や文化はどうあっても尊重されねばならない。たとえ、その慣習や文化が西欧的近代の理念とぶつかることがあろうとも、西欧近代の理念でもって地域の慣習、文化を断罪してはならない。もっと極端な言い方をすれば、西欧近代の（法）理念は普遍的なものではない。普遍というなら、歴史は個別的発展をとげてきたことということ事態が普遍的なのだ、と。この極端な議論になると、中世のあの「普遍者」論争のうちで、「普遍なんぞは名前だけだ」と断定したあの唯名論を思わせるものがある。この立場をコミュニ

タリアニズムという。コミュニタリアニズムを「共同体主義」と訳すのは、いささか実状にそぐわないだろう。というのも、「共同体」ではあの中世の「村落共同体」を連想させられる。強いて訳せば「地域主義」といったところであろうか。

今、普遍主義（あるいはリベラリズム）の立場とコミュニタリアニズムの立場とを、あえて形式化し図式化してみた。しかし、実際の論争では、このような極論どろしがぶつかり合うことはない。むしろ、両者が妥協し合うような形で（あるいは両者とも外交辞令を交えて）論争が展開されているのが現状である。とすれば、この妥協の立場は、おおむね次のような主張をかかげることになる。

3. 西欧近代の精神、あるいは法理念は、確かに普遍的なものではある。しかし、各地域の生活慣習やら文化は現に生きているものである。とすれば、西欧的普遍的理念と抵触しない限り、あるいは西欧的普遍的理念という共通基盤の上に、各地域の生活慣習やら文化は尊重されなければならない。もし、妥協の立場をとる人が発展論の立場をとるならば、次のようになる。各国、各地域の歴史的発展には格差がある。ある国、ある地域が、一見、表面的には近代西欧を受け容れていても、まだまだ前近代的意識が社会を覆っている場合が多い。したがって、西欧近代の理念を急速に押しつけるのは問題である。やがて社会的意識が自発的に近代化してくれば、その時、西欧近代の理念はスムーズに受け容れられるだろう……云々。

この妥協的発言は、どちらかと言えば普遍的主義者側からのものである。コミュニタリアン側からの妥協的発言ならこうなる。

3'. 人権思想や社会権思想は何も西欧近代だけのものではない。アジア（あるいは東アジア）的伝統思想からも派生しうる。したがって、

西欧的普遍原理とわれわれの原理は両立するものである。

「相互承認」という初期ヘーゲルの用語を文化論に当てはめて考えるのは卓見であったが、その実、根底には二つあるいは三つの立場があって、それぞれが、それぞれの「相互承認」さえ切り崩しかねまじい対立があることは、以上見てきた通りである。

「相互承認」の困難さ—その2

ところで、この「相互承認」という立場に対して、真向から反対する見解がある。そもそも、どのような立場をとろうとも、「相互承認」は、相手の立場を認め、尊重することである。しかし、相手の不法所得、不法な地位（この場合は不法というより不正義な地位の独占）、不法（不正義）な社会構造に基づく不当な生産手段の占有というのであれば、「相互承認」はおかしいということになる。特にマルクス主義の立場に立てば、後者の主張が出てくる。とは言え、20世紀マルクス主義の歴史的失敗の結果、生産手段の不正義な所有論者は、さすがに少なくなっている。いずれにせよ、このような理由で「相互承認」に反対する人々は、代って「再配分」“Umverteilung”を要求する。例えば、アメリカにおけるアフリカ系住民は、イギリス系を中心とした白人系住民に比べて、所得、教育機会、社会的地位に関して、まったく劣悪な状態に置かれている。とすれば、白人系住民とアフリカ系住民との間に「相互承認」というのであれば、現状肯定になってしまうのではないかというわけである。別の例でなら、フェミニズムの同様な主張がある。フェミニズムは、従来の男性優位の社会構造そのものに問題があるとするのであるから、この場合も「相互承認」はおかしいということになる。フェミニズムも、あくまで（社会的権利の）「再配分」を要求するというこ

になる。概して、社会的マイノリティーは、その社会において様々な社会的機会均等に恵まれていない。とすれば、社会的マイノリティーの要求が「相互承認」ではなく（社会的権利の）「再配分」要求となるのは当然であろう。

つまり、ここで「相互承認」論は位層を異にした論争をいどまれていることになる。今回のナンシー・フレイザーVSアクセル・ホネットの論争は、アメリカ・フェミニズムを代表するフレイザーの「再配分」論と、「再配分」論もまた「相互承認」論の枠内の問題だとするホネットの論戦である。「相互承認」論は、普遍主義と地域主義に分かれると述べておいたが、ここに「再配分」論を加えると三つ巴えの論戦になっているとわいてい。

実は、これらの論戦は今回が最初のものではない。「相互承認」論を中心に置いてみると、かつてリベラリズムを代表する立場としてのユンゲル・ハーバーマスとコミュニタリアニズムを代表する立場としてのチャールズ・ティラーの論争があった。あの時、ハーバーマスは、戦後ドイツの民主的「憲法」に対する「愛国主義」を主張したものであった。ここで、「パトリオティシズム」などという奇妙な言葉を使っているのは、地域の慣習や文化の尊重派、つまりコミュニタリアンの立場が極端な場合はパトリオティシズムスに行きつくと考え、パトリオティシズムスなら「憲法」に対してのそれであるべきだというのが、ハーバーマスの考えである。あるフランス人インタヴューアが、戦後幾度か憲法を変えてきたフランス人にとって、「憲法愛国主義」などありえないと答えていたことを付け加えて置こう。これに対して、フランス系カナダ人であるティラーは、カナダにおけるケベック州の立場を代弁していた。勿論、ティラーは近代法の理念に依りながらも、カナダ、ケベック州の実質的「自由」、つまり、フランス的コミュニティの独自性を求めたのは言うまでも

ない。ハーバーマスVSティラー論争がリベラル（あるいは普遍主義）VS.コミュニタリアニズム論争の第一ラウンドであったとするなら、今回のホネットVS.フレイザー論争は位層をずらしての（つまり、相互承認VS.再配分）第二ラウンドであった。もし、位層をずらさないで、あくまでも普遍主義VS.コミュニタリアニズム論争というのであれば、ホネットVS.韓相震論争（論戦になるはずであったが、日時がずれてそれぞれ自論の展開のみになってしまった）であろう。

ホネットは、フレイザーのフェミニズムの立場からする「再配分」の要求に対して、それらの諸要求は近代法の平等権要求に還元できるはずのものだと反論する。このホネットの反論は彼自身がやはり普遍主義の立場であることを明解に浮き彫りにしてみせてくれる。これに対して、韓の主張は、はっきりとコミュニタリアニズムの立場である。韓国には「儒教的参加民主主義」という伝統があるという。われわれ日本人には理解不能な点が多すぎるが、これほど明解に西欧近代法の理念に対して、アジア文化を前面に押し出した論調はめずらしいだろう。日本の場合、明治維新以後、儒教が近代的発展をとげてきた歴史的事例はないし、それは江戸期で終わっているというのは周知の事実である。しかも、第二次大戦以後は完全な形で西欧的人権思想、社会権思想を導入した憲法、法律の下に暮らしてきている。さりながら、多くの局面でわれわれは成文化化されていない「生けるの法」（これについて詳述しているゆとりはない。ただ、法をも規制する慣習、文化であるとだけ今は理解しておこう）の下で生活しているのも事実である。この「生けるの法」のなかには確かに東アジア的「ジッテ」（倫理、人倫、慣習のいずれと理解してもらっても可）も含まれている。とすれば、ハーバーマスーホネットの西欧的理念こそ普遍的原理とする立場と、韓相震の言う東アジア的論理を主張する立場とを、つなぐ現実と論理を

提示できるのが、われわれである——これが今回の国際シンポジウムを立案した趣旨である。

註

この原稿は、2000年10月15日、ソウル大学韓相震教授、同年10月19日、フランクフルト大学アクセル・ホネット教授を本校に招き、国際シンポジウムを行うにあたって、ご来場の諸氏に当方の趣旨を理解してもらうべく、口頭で話をしたものの元原稿である。なお、この国際シンポジウムに当っては、石橋湛山基金、福武学術文化振興財団からの資金援助を賜った。深く感謝申しあげる次第である。